

毎月15日までの会費集金
にご協力をお願いします。
会計 山崎孝亀

春日井民商だより

春日井民主商工会発行
TEL 0568-81-1482
FAX 0568-81-9756
http://kasugaiminsyo.st1.jp



「収支内訳書」は提出しなくても不利益な扱いはありません

税務署から督促文書が届いています

6月18日付で、小牧税務署から左のような文書が届いており、問い合わせが多く来ています。

これは、白色申告者で確定申告時に「収支内訳書」を提出しなかった納税者に、提出を督促するための文書で、毎年この時期に送られてきているものです。

「収支内訳書」を提出しなかったことで「不利益な扱いを受ける」とはならない

「収支内訳書」は、昭和59年3月の所得税法改悪により、個人・白色申告者へ提出が定められていますが、民商の強い反対運動で、提出しなかった人も罰則や不利益な扱いは受けられないことになっています。

文書には、「調査を実施するときがあります」「過少(無)申告加算税が課さ

れることがあります」などと書いてある

ので不安に思われる方も多いかと思いますが、昨年と同じ文言です。毎年春日

井・小牧・尾北の三民商合同で小牧税務署との間で行っている交渉でも「収支内

訳書の提出がないことをもって税務調査をするような不利益な扱いをすることはない」と明確な回答を得ています。

「収支内訳書」の提出とは別に自分の商売の収支をつかむことは必要

ただし、「収支内訳書」の提出とは別に、自分の商売の「収支」をつかんでおくことは、自分の商売を続けていく上で

必要です。新型コロナウイルス感染症の商売への影響が深刻な今だからこそ、自

分の商売を守り抜くためにも自主記帳の取り組みを強めましょう。

436- 春日井市 連番号 334 令和3年6月18日

小牧税務署長

書類の提出について

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。さて、過日ご提出していただいた令和2年分の所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書について、下記の□印の書類が添付されていませんでした。つきましては、下記の□印の書類を別添「書類の提出について(回答)」に添付の上、同封の封筒にて7月2日(金)までに当税務署までご提出ください。なお、提出された書類等に基づき、内容を確認させていただいた結果、後日、連絡させていただきます。

記

○以下の□のある書類の添付がございませんので、ご提出ください。

<input type="checkbox"/> 医療費控除の明細書	<input type="checkbox"/> 青色申告決算書(用)
<input type="checkbox"/> (令和2年分以前)医療費控除の明細書又は医療費の支出に関する書類	<input checked="" type="checkbox"/> 収支内訳書(不動産所得用)
<input type="checkbox"/> (特定増改築等)住宅借入金等特別控除に関する次の書類	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 寄附金控除に関する受領証明書	<input type="checkbox"/> 消費税等申告書付表()
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ 上記の□印の書類は、各種控除等の適用要件の確認や更正申告の確保の観点から添付等が義務付けられておりますので、行政指導として提出をお願いしているものです。

※ 税務署では、申告書(添付書類を含む。)や法定調書など各種情報に照らして必要があると思われる場合は、調査を実施することがあります。この場合において、調査に基づき、申告内容を是正することとなったときは、過少(無)申告加算税が課される場合があります。

※ 既に、書類を提出されている場合には、申し訳ございませんが、その旨を担当者までご連絡をお願いします。

連絡先 担当者 個人課税第四部門 野田・梅田 電話 (568-72-2111 (内線 342))

※ 担当者ご不在時のお問い合わせは、税務署の電話番号におかけください。自動音声案内にしたがって、「3」を選択してください。

この文書による行政指導の責任者は、表記の税務署長です。

小豆島のそうめん好評発売中!
1.8kg 2,200円



6月21日(月)から「まん延防止等重点措置」に移行しました

県内全域に出されていた「緊急事態措置」が6月20日で解除され、

7月11日までの予定で「まん延防止等重点措置」に移行しました。

措置区域は名古屋市はじめ14市町で、春日井市も含まれています。

前回(4/20~5/11)と異なり、今回は午後8時までの時短要請となっています。カラオケ設備の自粛は従来通り、酒類の提供は下記一定の要件を満たした場合に限り午後7時までとなっているので注意が必要です。

- 1 アクリル板等(パーティション)の設置又は座席の間隔の確保
- 2 手指消毒の徹底
- 3 食事中以外のマスク着用の推奨
- 4 換気の徹底
- 5 入店制限(同一グループ4人まで)

協力金について(春日井市内の場合)

対象期間	6月21日(月)~7月11日(日)
営業時間の短縮など	午後8時まで ※酒類の提供は午後7時まで ※カラオケ設備は利用自粛
交付額	売上高に応じて1日3万円~10万円 ※およその年売上高が3,352万円以下(税込)の業者の場合、3万円です。
申請期間	調整中 ※決まり次第掲載